

おくやみ ハンドブック

三郷市



ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

この冊子では、亡くなられたかたについて、
主に市役所で必要な手続きのご案内をしています。
少しでもご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

三郷市役所 おくやみコーナー
電話：048-930-7713

おくやみコーナーのご案内

三郷市では、亡くなられたかたに関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。亡くなられたかたが三郷市に住民登録をしていた場合にご利用いただけます。

ご利用には、事前にお電話でのご予約が必要です。

【おくやみコーナーでできること】

●必要な手続きをまとめて受付できます。

市役所での主な手続きについて、窓口を移動することなく、ワンストップで完了できます。
(一部、お手続きによっては担当課窓口へのご案内になることもあります。)

●手続き漏れが防げます。

事前予約をすることで、市役所で行う手続きを把握することができます。

●書類の記入が省略できます。

事前予約をすることで、亡くなられたかたの住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記入を省略できます。＊一部、対応していない書類もあります。

●専用ブースで安心して相談できます。(1日4枠)

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 9時～、10時30分～、13時30分～、15時～

【予約方法について】

●電話予約

電話番号：048-930-7713

受付時間：月曜日～金曜日(祝日等を除く) 8時45分～16時30分

※ご予約はご来庁予定日の3営業日前までをお願いいたします。

※手続きの確認に日数がかかることがありますので、1週間以上前のご予約をおすすめします。

【市役所3階案内図】 ＊エレベーターで3階に上がってください。



【お問い合わせ先】

●三郷市おくやみコーナー（三郷市役所3階）

＊令和8年4月1日に3階へ移動しました。

電話番号：048-930-7713（直通）

も く じ

(1) おくやみコーナーのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
(2) 死亡に伴う各種手続きチェックリスト・・・・・・・・	3P
(3) 死亡に伴う各種手続き	
1. 国民健康保険に関する手続き・・・・・・・・	5P
2. 後期高齢者医療に関する手続き・・・・・・・・	6P
3. 年金に関する手続き・・・・・・・・	8P
4. 税金に関する手続き・・・・・・・・	9P
5. 汲み取り式トイレ・浄化槽に関する手続き・・・	12P
6. 飼い犬に関する手続き・・・・・・・・	13P
7. 農地に関する手続き・・・・・・・・	14P
8. 水道（公共下水道）に関する手続き・・・・・・・・	15P
9. 介護保険に関する手続き・・・・・・・・	16P
10. 障がい福祉に関する手続き・・・・・・・・	18P
11. 児童に関する手続き・・・・・・・・	19P
12. 高齢者福祉に関する手続き・・・・・・・・	21P
(4) 市役所からのお知らせ	
1. 世帯主に関するご案内・・・・・・・・	22P
2. 印鑑登録証・マイナンバーカード等に関するご案内・	23P
3. 図書に関するご案内・・・・・・・・	24P
4. 空き家に関するご案内・・・・・・・・	25P
(5) 市役所以外で行う主な手続き一覧　・・・・・・・・	27P

手続きチェックリスト

☒			対象者（亡くなられたかた）	手続き内容	掲載 P
☐	市役所本庁舎	国民健康保険	国民健康保険に加入していたかた	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の返却	5
☐				国民健康保険の葬祭費の手続き	5
☐		後期高齢者医療	後期高齢者医療保険に加入していたかた	後期高齢者医療資格確認書の返却	6
☐				後期高齢者医療保険の葬祭費の手続き	6
				相続人代表者の申立て	7
☐		年金	国民年金を受給していたかた	未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求	8
☐			国民年金に加入中のかた	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求	8
☐		税金	原動機付自転車（125cc以下）をお持ちだったかた	廃車・名義変更の手続き	9
☐			市県民税の課税対象のかた	相続人代表者の指定	10
☐			固定資産税の課税対象のかた		11
☐			未登記家屋をお持ちだったかた	未登記家屋の名義変更	11
☐		トイレ・浄化槽	汲み取り式トイレの利用者だったかた	汲み取り式トイレの名義や利用人数の変更または廃止の手続き	12
☐			浄化槽管理者だったかた	浄化槽管理者の変更または使用廃止または使用休止の手続き	12
☐		犬	犬を飼っていたかた	犬の所有者および所在地の変更手続き	13
☐		農地	農地を所有していたかた	農地に関する手続き	14
☐	水道部	水道	水道の利用者だったかた	水道利用者の使用中止または変更等の手続き	15
☐			給水装置の所有者だったかた	給水装置の所有者変更の手続き	15

☒			対象者（亡くなられたかた）	手続き内容	掲載 P
☐	健康福祉会館	介護	介護保険被保険者だったかた	相続人代表者の申立て	16
☐			高額介護サービス費を受給していたかた	相続人代表者の申立て	16
☐			介護認定申請中だったかた	介護保険（要介護・要支援）認定申請取下届	17
☐		障がい福祉	障害者手帳をお持ちだったかた	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返却	18
☐			障がい者手当等を受給していたかた	重度心身障害者医療費の手続き	18
☐				在宅重度心身障害者手当の手続き	18
☐				福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の返却	18
☐				特別障害者手当の手続き	18
☐		児童	児童手当やこども医療費等の受給者だったかた	児童手当受給者変更の手続き	19
☐				こども医療費受給者変更の手続き	19
☐				児童扶養手当喪失の手続き	19
☐				ひとり親家庭等医療費喪失の手続き	19
☐			配偶者が亡くなったかた ※18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育されているかた	児童扶養手当認定請求の手続き	20
☐				ひとり親家庭等医療費受給証交付申請の手続き	20
☐		高齢者	紙おむつの支給を受けていたかた	紙おむつ支給の廃止の申し出	21

「市役所からののお知らせ」もご覧ください。（P22～）

- 世帯 に関するご案内
- 印鑑登録証・マイナンバーカード等 に関するご案内
- 図書 に関するご案内
- 空き家 に関するご案内

国民健康保険に関する手続き

亡くなられたかたが国民健康保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の返却</u>	どなたでも可
必 要 な も の	期 限
☐ 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）	医療費等の清算後 速やかに
市 役 所 担 当 窓 口	
●国保年金課 保険税係 市役所本庁舎 1 階 6 番窓口 （発券機で「緑：国民健康保険（74歳以下のかた）」→「青：加入、脱退の手続き」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。） 電話番号：048-930-7703	

亡くなられたかたが国民健康保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>国民健康保険の葬祭費の手続き</u> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に 50,000 円が支給されます。 ※加入後3か月未満で死亡された場合は、三郷市国民健康保険に加入する直前に加入していた健康保険組合から支給される場合がありますので、下記担当までお問合せください。	喪主
必 要 な も の	期 限
☐ 喪主の氏名が記載された「会葬礼状（原本）」又は「葬祭費用の領収書（原本）」 ※払込票では受付できない場合があります。 ☐ 喪主名義の通帳 ☐ 喪主の印鑑（すべての方ではありませんが、使用する場合があります。）	葬祭日の翌日から2年以内
市 役 所 担 当 窓 口	
●国保年金課 保険給付係 市役所本庁舎 1 階 7 番窓口 （発券機で「緑：国民健康保険（74歳以下のかた）」→「ピンク：給付の手続き」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。） 電話番号：048-930-7702	

後期高齢者医療に関する手続き

亡くなられたかたが後期高齢者医療保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>後期高齢者医療資格確認書の返却</u> ＊返却せずにご自身で破棄していただいても結構です。	どなたでも可
必 要 な も の	期 限
☐ 後期高齢者医療 <u>資格確認書</u>	医療費の清算後 速やかに

亡くなられたかたが後期高齢者医療保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>後期高齢者医療保険の葬祭費の手続き</u> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行ったかたに葬祭費（50,000 円）が支給されます。	喪主
必 要 な も の	期 限
☐ 喪主の氏名が記載された「会葬礼状（原本）」又は「葬祭費用の領収書（原本）」＊払込票では受付できません。 ☐ 喪主名義の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など） ☐ 喪主の印鑑（朱肉を使うもの） ＊すべての方ではありませんが、使用する場合があります。 ＊「献体」等の場合には、必要書類が異なりますので、下記担当窓口までお問い合わせください。	葬祭日の翌日から 2 年以内

市 役 所 担 当 窓 口

●国保年金課高齢者医療係

市役所本庁舎 1 階 8 番窓口

（発券機で「赤：後期高齢者医療保険」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。）

電話番号：048-930-7789

後期高齢者医療に関する手続き②

亡くなられたかたが後期高齢者医療保険に加入していた場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>相続人代表者の申立て</u> ＊後期高齢者医療保険に加入していたかたが亡くなられた場合、相続人のかたが医療給付や保険料納付等の権利義務を承継することとなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者のかたを届け出ていただきます。	相続人代表者となるかた
必 要 な も の	期 限
☐ 法定相続人以外の場合は、相続人であることがわかる書類（遺言書など） ☐ 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（金融機関の通帳など）＊ ☐ 相続人代表者の印鑑（認印可）＊ ＊すべての方ではありませんが、使用場合があります。	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口
●国保年金課高齢者医療係 市役所本庁舎 1 階 8 番窓口 （発券機で「赤：後期高齢者医療保険」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。） 電話番号：048-930-7789

メモ

年金に関する手続き

亡くなられたかたが国民年金を受給されていた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>未支給年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）などの請求に該当する場合</u>	亡くなられたかたと生計を同じくしていた遺族 ※代理のかたの場合は、委任状が必要
必 要 な も の	期 限
※亡くなられたかたやご遺族の状況により、該当する手続きや請求者、必要書類、申請先などが異なるため、事前に日本年金機構、越谷年金事務所にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	亡くなられた後速やかに

国民年金に加入しているかたが亡くなられた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求に該当する場合</u>	亡くなられたかたと生計を同じくしていた遺族 ※代理のかたの場合は、委任状が必要
必 要 な も の	期 限
※亡くなられたかたやご遺族の状況により、該当する手続きや請求者、必要書類、申請先などが異なるため、下記担当または、日本年金機構、越谷年金事務所にお問い合わせください。	亡くなられた後速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

●国保年金課年金係

市役所本庁舎1階 5番窓口 048-930-7704

（発券機で「黄：国民年金」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください）

●日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165

●日本年金機構 越谷年金事務所 048-960-1190

越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3階

※厚生年金を受給されていたかたは日本年金機構へ、共済年金を受給されていたかたは各共済組合にお問い合わせください。

税金に関する手続き①

亡くなられたかたが原動機付自転車（125cc以下）をお持ちだった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
原動機付自転車（125cc以下）の 廃車、名義変更の手続き ※4月1日までに廃車手続きをした場合、翌年度以降の軽自動車税はかかりません。	①相続人のかた ②相続人と同世帯の親族のかた ※代理のかたが手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
必 要 な も の	期 限
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（無くても可） ☐ 届出者の本人確認書類 ☐ 届出者が相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、住民票等）	亡くなられた日から30日以内

市 役 所 担 当 窓 口
●市民税課諸税係 市役所本庁舎1階 9番窓口 電話番号：048-930-7707 ※二輪（125ccを超えるもの）、三輪、四輪の軽自動車の名義変更等の手続き先は28ページの「その他市役所以外で行う主な手続き②」をご参照ください。

メモ

税金に関する手続き②

亡くなられたかたが市県民税の課税対象だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>相続人代表者の指定</u> ※市の税金が課税されているかたが亡くなられた場合、相続人のかたが納税の義務を承継していただくこととなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者のかたを指定していただきます。	相続人代表者となるかた
必 要 な も の	期 限
☐ 相続人代表者指定届	相続開始を知った日から3か月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いたかたは2週間以内

市役所担当窓口

- 市民税課市民税係
市役所本庁舎1階 9番窓口
電話番号：048-930-7706

✕毛

税金に関する手続き③

亡くなられたかたが固定資産税の課税対象だった (土地・家屋・償却資産をお持ちだった) 場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>相続人代表者の指定</u> ※市の税金が課税されているかたが亡くなられた場合、相続人のかたが納税の義務を承継していただくこととなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者の方を指定していただきます。	法定相続人又は固定資産の受遺者(遺言書等で証明できる場合)
必 要 な も の	期 限
資格 相続人代表者指定届 ※亡くなられたかたが所有していた土地や建物などは今後も固定資産税が課税されますので、相続人代表者指定届の提出とは別に速やかな相続の登記(名義変更)をお願いいたします。 ※償却資産を所有していた場合は、別途新所有者からの申告書の提出をお願いいたします。	相続開始を知った日から目安として1～2ヵ月以内 ※郵送で相続人代表者指定(変更)届が届いたかたは2週間以内
市 役 所 担 当 窓 口	
●資産税課 市役所本庁舎1階 9番窓口 電話番号：048-930-7708(土地係) 048-930-7709(家屋係) 048-930-7717(償却資産係) ※土地・家屋の相続登記の手続き先は29ページの「市役所以外で行う主な手続き③ 不動産登記等」の欄をご参照ください。	

亡くなられたかたが未登記家屋をお持ちだった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>未登記家屋の名義変更</u> ※ 上記手続きの際に、「家屋建築(異動)届書」をご記入していただきます。	新所有者になられるかた
必 要 な も の	期 限
☐ 新所有者になられるかたの印鑑(認印でも可) ☐ 被相続人と新所有者になられるかたのご関係がわかる戸籍謄本等の写し(お手元にあれば) ☐ 遺産分割協議書、遺言書の写し(作成されている場合)	新所有者が決まり次第
市 役 所 担 当 窓 口	
●資産税課家屋係 市役所本庁舎1階 9番窓口 電話番号：048-930-7709	

汲み取り式トイレ・浄化槽に関する手続き

亡くなられたかたが汲み取り式トイレの利用者だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>汲み取り式トイレの名義や利用人数の変更又は廃止の手続き</u>	同居者又は親族
必 要 な も の	期 限
なし	速やかに

亡くなられたかたが浄化槽管理者だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>浄化槽管理者の変更または使用廃止または使用休止の手続き。</u>	新たな浄化槽管理者
必 要 な も の	期 限
なし	亡くなった日から、 30 日以内

市 役 所 担 当 窓 口
●クリーンライフ課清掃美化係 市役所本庁舎2階 電話番号：048-930-7718

【公共下水道を使用されているかた】水道の利用者に連動していますので、別途手続きは不要です。

飼い犬に関する手続き

亡くなられたかたが犬を飼っていた場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>犬の所有者および所在地の変更手続き</u>	・同居者および親族 ・新飼い主
必 要 な も の	期 限
☐ 犬鑑札 ☐ 注射済票 ※上記がない場合でも手続き可能です。	速やかに
市 役 所 担 当 窓 口	
●クリーンライフ課環境保全係 市役所本庁舎2階 電話番号：048-930-7716	

[illegible]

農地に関する手続き

亡くなられたかたが農地を所有していた場合
(相続等で農地の権利を取得したかた)

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>農地に関する手続き</u> 相続により、農地の権利を取得した場合の届出が必要です。	相続等により農地の権利を取得したかた
必 要 な も の	期 限
☐ 土地登記簿謄本 ☐ 印鑑（認印可）	農地の権利を取得したことを知った日からおおよそ10か月以内

市役所担当窓口

- 農業委員会事務局
市役所本庁舎2階
電話番号：048-930-7820

メモ

水道（公共下水道）に関する手続き

【公共下水道について】水道の手続きと連動いたしますので、公共下水道の手続きは必要ありません。

亡くなられたかたが水道の利用者だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>水道利用者の利用中止又は変更等の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
詳しくは料金担当までお問合せください。	速やかに
市 役 所 担 当 窓 口	
●水道部業務課料金担当 〔(株)両毛ビジネスサポート〕※水道料金徴収等業務受託者 電話番号：０４８－９５２－７１０１（自動音声ガイダンスにて担当窓口を案内します。） 所在地：三郷市茂田井２００番地	

亡くなられたかたが給水装置の持ち主だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>給水装置の所有者変更の手続き</u> ＊給水装置の所有者変更は、相続登記後の手続きとなります。	どなたでも （必要書類があれば委任状などがなくても手続き可能です）
必 要 な も の	期 限
☐ 新所有者及び届出者の印鑑 ☐ 不動産登記全部事項証明書の写し （新所有者への相続が確認できるもの） ☐ 公図の写し 詳しくは給水担当までお問合せください。	すぐに所有者変更を行わなければならないということではなく、土地の売買や家の建て替えをする際など、必要に応じて行ってください。
市 役 所 担 当 窓 口	
●水道部施設課給水担当 〔(株)両毛ビジネスサポート〕※水道料金徴収等業務受託者 電話番号：０４８－９５２－７１０１（自動音声ガイダンスにて担当窓口を案内します。） 所在地：三郷市茂田井２００番地	

介護保険に関する手続き①

亡くなられたかたが介護保険被保険者だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
相続人代表者の申立て ＊介護保険に加入していたかたが亡くなられた場合、相続人のかたが保険給付や保険料納付等の権利義務を承継することとなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者のかたを届け出ていただきます。	相続人代表者となるかた
必 要 な も の	期 限
☐ 法定相続人以外の場合は、相続人であることがわかる書類（遺言書など） ☐ 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（金融機関の通帳など）＊ ☐ 相続人代表者の印鑑（認印可）＊ ＊すべての方ではありませんが、使用場合があります。	速やかに

亡くなられたかたが高額介護サービス費を受給していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
相続人代表者の申立て ＊介護保険に加入していたかたが亡くなられた場合、相続人のかたが保険給付や保険料納付等の権利義務を承継することとなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者のかたを届け出ていただきます。	相続人代表者となるかた
必 要 な も の	期 限
☐ 法定相続人以外の場合は、相続人であることがわかる書類（遺言書など） ☐ 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（金融機関の通帳など）＊ ☐ 相続人代表者の印鑑（認印可）＊ ＊すべての方ではありませんが、使用場合があります。	介護サービスの利用月の翌月から 2 年以内

市 役 所 担 当 窓 口

- 介護保険課介護給付係
- 健康福祉会館2階 1 番窓口
- 電話番号：048-930-7792

介護保険に関する手続き②

亡くなられたかたが介護認定申請中だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>介護保険（要介護・要支援）認定申請取下届</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 介護保険被保険者証 ※持参いただく被保険者証等は、返却または手続き後に破棄をお願いします。	速やかに

市役所担当窓口	
●介護保険課介護認定係	
健康福祉会館2階 1番窓口	
電話番号：048-930-7791	

✕ 毛

障がい福祉に関する手続き

亡くなられたかたが障害者手帳をお持ちだった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返却</u>	どなたでも（委任書類不要）
必 要 な も の	期 限
☐ お持ちの手帳	なし

亡くなられたかたが障がい者手当等を受給していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>重度心身障害者医療費の手続き</u> <u>在宅重度心身障害者手当の手続き</u> <u>福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の返却</u> <u>特別障害者手当の手続き</u>	どなたでも（委任書類不要）
必 要 な も の	期 限
☐ 重度心身障害者医療費受給資格証 ☐ 福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券（お持ちのかた） ☐ 相続人の預金通帳	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

【障害者手帳に関すること】

●障がい福祉課障がい福祉係

健康福祉会館 4 階 1 番窓口

電話番号：048-930-7778

【手当・医療費に関すること】

●障がい福祉課給付係

健康福祉会館 4 階 1 番窓口

電話番号：048-930-7779

児童に関する手続き①

亡くなられたかたが児童手当やこども医療費等の受給者だった場合

＊いずれの手続きも、同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします。

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>児童手当受給者変更の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか 1 名）の通帳又はキャッシュカード ☐ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード	死亡日の翌日から起算して 15 日以内

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>こども医療費受給者変更の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 児童の健康保険証（国保の場合は不要） ☐ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード	死亡日の翌日から起算して 15 日以内

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>児童扶養手当喪失の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか 1 名）の通帳又はキャッシュカード	速やかに

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>ひとり親家庭等医療費喪失の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか 1 名）の通帳又はキャッシュカード	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

- こども家庭センターこども給付係
健康福祉会館3階 1 番窓口
電話番号：048-930-7781

児童に関する手続き②

配偶者が亡くなられた場合

※18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育されているかた（児童に政令で定める障がいがある場合は20歳未満まで）

※所得制限がございます。

※状況により必要な書類が異なるため、お手続きをご希望のかたは、下記市役所担当窓口までご連絡ください。

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>児童扶養手当認定請求の手続き</u>	どなたでも （同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします）
必 要 な も の	期 限
☐ 父または母の死亡の記載がある戸籍謄(抄)本 （上記取得が遅れる場合、死亡届の受理証明書でも手続きは可能です） ☐ 請求者名義の普通預金の通帳	速やかに （申請の翌月分から支給対象になります）

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>ひとり親家庭等医療費受給証交付申請の手続き</u>	どなたでも （同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします）
必 要 な も の	期 限
☐ 上記に加え、請求者と対象児童の健康保険証	速やかに （申請の翌月分から支給対象になります）

市 役 所 担 当 窓 口

- こども家庭センターこども給付係
健康福祉会館3階 1番窓口
電話番号：048-930-7781

高齢者福祉に関する手続き

亡くなられたかたが紙おむつの支給を受けていた場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>電話等による廃止の申し出</u> ＊電話にてご連絡いただくことにより、より早く配送をお止めすることができます。	どなたでも
必 要 な も の	期 限
☐ 無し	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口
●長寿いきがい課長寿いきがい係 健康福祉会館2階 2番窓口 電話番号 048-930-7788

メモ

(参考) 紙おむつの支給について
常時おむつを必要とする在宅の高齢者等に対して、毎月1回おむつを配達します。 65歳以上で要介護3～5の認定を受けているかたなど要件があります。(詳しくはホームページをご覧ください。) 状況により、利用者負担額があります。

市役所からのお知らせ ① 世帯主に関するご案内

亡くなられたかたが住民登録の世帯主だった場合

亡くなられたかたが世帯主の場合で他に世帯員がいた場合は、そのかたの住民票が除票になると同時に同じ世帯のかたから自動的に世帯主が変更になりますので、手続き等は必要ありません。

変更の代表的な例

- ① 亡くなられた世帯主に配偶者がいる場合、配偶者が世帯主に。
- ② 配偶者がいない場合、子のうち年長者が世帯主に。

*ただし、同じ世帯の別のかたに世帯主を変更する場合は、変更の手続きをしてください。

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>世帯主の変更届</u> 世帯主が亡くなられた後に世帯主になった方から、同世帯の別のかたに世帯主を変更する場合は、「世帯主の変更届」の手続きをしてください。 *届出日から世帯主が変更になります。 (遡りや、未来日での変更はできません。)	同じ世帯だったかた (上記のかた作成の 委任状をお持ちのか た)
必 要 な も の	期 限
☐ 亡くなられたかたと同世帯の届出者の本人確認書類 ☐ 印鑑 (届出を訂正する場合、必要になることがあります。)	特になし (届出日からの変更 となります。)

市 役 所 担 当 窓 口

●市民課市民係

市役所本庁舎 1 階 1 番窓口

(発券機で「住所変更」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。)

電話番号：048-930-7701

●希望の郷交流センター出張所

電話番号：048-957-2121

市役所からのお知らせ ② 印鑑登録証・マイナンバーカード等

亡くなられたかたが印鑑登録証（カード）をお持ちだった場合

【印鑑登録証（カード）の破棄・返却】
亡くなられたかたが印鑑登録をしていた場合、そのかたの印鑑登録は廃止されますので、カードは破棄してください。
＊誤って他の方の印鑑登録証を破棄してしまうことがありますので、お持ちになられたら番号を確認のうえ回収いたします。

番号を確認して回収してもらう場合

必 要 な も の	手続き可能なかた	期 限
□亡くなられたかたの印鑑登録証（カード）	どなたでも可	なし

亡くなられたかたがマイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちだった場合

【マイナンバーカード・通知カードについて】
生命保険の請求や税金の手続きによっては、亡くなられたかたのマイナンバーが必要となることがあります。諸手続きが完了するまでお持ちください。
市役所に返却する必要はありません。不要になりましたら、破棄してください。
【住民基本台帳カードの破棄】
亡くなられたかたが住民基本台帳カードをお持ちの場合、カードは廃止されますので、破棄してください。

市 役 所 担 当 窓 口

- 市民課市民係〈印鑑登録証〉
市役所本庁舎 1 階 1 番窓口
(発券機で「住所変更」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。)
電話番号：048-930-7701
- 市民課マイナンバーカード交付係〈マイナンバーカード等〉
市役所本庁舎 1 階 4 番窓口
(発券機で「マイナンバー」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。)
電話番号：048-930-7835
- 希望の郷交流センター出張所〈印鑑登録証・マイナンバーカード等〉
電話番号：048-957-2121

市役所からのお知らせ ③ 図書に関するご案内

亡くなられたかたが三郷市の図書施設を利用していた場合

- 1 借りている本がありましたら、市内図書施設へ返却をお願いします。
- 2 三郷市図書館資料利用券（カード）がありましたら、市内図書施設（におどりプラザを除く）へ連絡して、借りている本が残っていないか、カードの返納方法、などについて確認をお願いします。

亡くなられたかたの「三郷市図書館資料利用券（カード）」につきましては、借りている本がないとわかっていたとしても、

- ・誰かが誤ってカードを使ってしまう
- ・図書館から連絡が来てしまう

などのことがありますので、お近くの市内図書施設に返納することをお勧めします。



市役所担当窓口（市内図書施設）

三郷市図書館資料利用券（カード）の返納と、借りている本などの問い合わせ先

●三郷市立図書館	048-952-8800	三郷市谷口 618-1
●三郷市立早稲田図書館	048-958-1040	三郷市早稲田 5-6-15
●三郷市立北部図書館	048-958-8900	三郷市彦成 3-364
●コミュニティセンター図書室	048-955-7201	三郷市戸ヶ崎 2-654
●彦成地区文化センター図書室	048-958-3113	三郷市彦野 1-161
●東和東地区文化センター図書室	048-953-0211	三郷市新和 3-261-2
●高州地区文化センター図書室	048-955-6600	三郷市高州 3-60-1

借りている本などの返却のみお受けする施設

※におどりプラザ予約図書受取カウンター 048-948-7688 三郷市中央 1-14-2

市役所からのお知らせ ④ 空き家を相続されるかたへのご案内

●空き家の管理について

全国的に適切な管理がされず、放置された空家等が増加しており、防災、衛生、景観等の面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることが社会問題となっております。

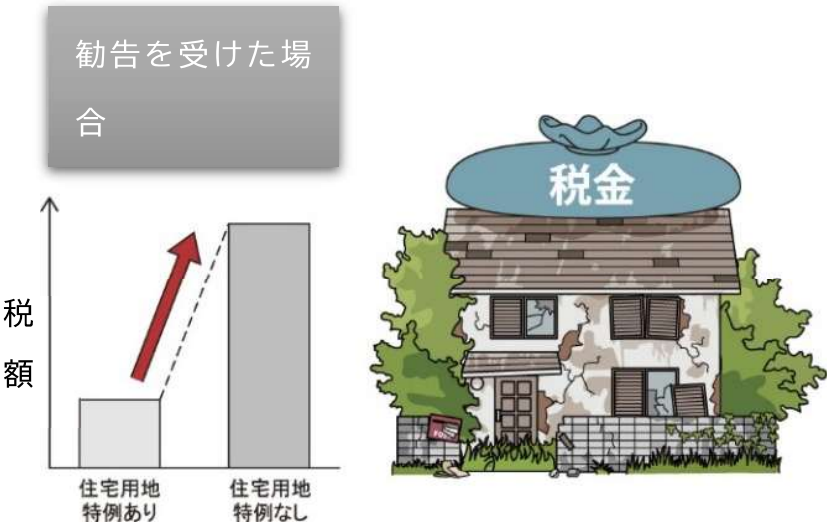
「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空家等は、所有者や管理者の方において適切に管理していただくものとされております。

まずは、相続された空家等の状態を以下の「適正管理チェックリスト」をご参考に、確認してみましょう。

●適正管理チェックリスト	
1.敷地内の樹木が適正に管理されていますか？	☐
2.屋根や外壁、基礎は劣化していませんか？	☐
3.バルコニーや雨どいは老朽化していませんか？	☐
4.外部から侵入可能な状態になっていませんか？	☐
5.敷地内の工作物等は安全な状態ですか？	☐
6.敷地内が動物等のすみかになっていませんか？	☐
7.敷地内にゴミ等は放置されていませんか？	☐
8.地域の良好な景観を阻害していませんか？	☐
9.ポストにチラシ等は放置されていませんか？	☐
10.換気や水回りの通水をしていますか？	☐

⇒チェックリストの項目にチェックが付かない場合、修繕等のご対応をお願いいたします。
修繕等について、市空き家の利活用に関する相談窓口（詳細次頁参照）でご相談いただけますのでご利用ください。

なお、空家等を放置し、周辺に悪影響を与える状態となってしまった場合には、市から管理不全空家等や特定空家等として指導等を行う場合があります。指導を受けた後も改善されない場合には、勧告を行う場合もあり、勧告を受けた空家等は、固定資産税の住宅用地特例等（1/6 等に減額）が解除されます。



●空き家の相続登記について

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されました。
正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

- ・相続登記に関する手続きは、29ページをご参照ください。
- ・相続登記の手続きは、専門的な知識が必要となります。

ご自身で行うことが難しい場合には、専門的知識を有する司法書士に相談してみましょう。

■問合せ先：埼玉司法書士会無料相談電話

電話：048-838-1889

（1回20分程度、通話料有料。）

※亡くなった方の所有不動産を一覧で確認できる「所有不動産記録証明制度」もご活用ください。
詳細は最寄りの法務局へ。



●空き家の利活用について ～空き家の利活用に関する相談窓口～

適切な管理が行われない空き家は、建物の劣化や庭木の繁茂、不審者の侵入等で近隣に悪影響を及ぼしかねません。維持管理には手間と費用が掛かるほか、固定資産税の負担が毎年発生し続けますので、売却・賃貸など、将来の負担を軽くする方法を検討しましょう。

三郷市では、空き家の利活用（リフォーム・賃貸・売却など）を希望する方の相談をお受けするため、埼玉県宅地建物取引業協会と連携した相談窓口をご用意しております。

相続された空き家の今後について、お悩みがございましたら、まずは、市役所担当窓口までご連絡ください。



●空き家の発生を抑制するための特例措置

相続または遺贈により取得した空き家の譲渡において、一定の要件を満たす場合に、譲渡所得の金額から最大3,000万円まで控除を受けることができる制度がございます。相続の発生した日から一定期間内に譲渡した場合に限り、本制度の対象となりますので、お早めの手続きをご検討ください。

詳細は市HPでもご案内しておりますので、ご覧ください。



詳しい情報は
こちらから
ご確認ください。

市役所担当窓口

●都市デザイン課住宅政策係

市役所本庁舎3階

電話番号：048-930-7833

市役所以外で行う主な手続き①

主な手続きを掲載しています。掲載されているもの以外にも手続きが必要な契約・登録等があると思いますので確認をお願いします。

なお、手続きの詳細につきましては、手続き先にお問い合わせください。

☐	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 *記載がない場合は、手続き先に確認してください。
☐	生命保険・個人年金等	① 死亡保険金、入院給付金の請求等の手続き ② 保険会社や契約内容によって、必要書類が異なります。 ③ 加入していた保険会社・または代理店
☐	預貯金口座等	① 口座の凍結・解凍手続き ② 金融機関、取引状況等（預金額等）によって、必要書類が異なります。 ③ 金融機関等
☐	クレジットカード等 *他のキャッシュレス決済等で解約手続きが必要なものがあるかご確認ください。	① 解約等の手続き *年会費のかかるクレジットカードもあります。 亡くなられたかたがクレジットカードの本会員だった場合は、家族カードや付帯カード（ETC カードなど）も同時に解約になります。 ② 契約会社に連絡し、手続きを行ってください。 ③ 契約会社 なお、未払金があった場合は、債務として相続（負）の対象になります。

市役所以外で行う主な手続き②

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 ＊記載がない場合は、手続き先に確認してください。
□	運転免許証	① 運転免許証の取扱い ② 返納していただく義務はありません。 ＊有効期限が満了していない場合には、更新連絡書等が届くことになりますので、停止を希望される場合は、下記へお問合せください。 「賃貸住宅に１人でお住まいのかたが亡くなった場合に、通知が送付される時には他の入居者が住んでいて送付してもらいたくないとき」などが想定されます。 ③ 吉川警察署 ０４８－９５８－０１１０ 三郷市上彦名１４４番地３
□	普通自動車	【名義変更・廃車について】 ① 名義変更・廃車及び自動車税の手続き ③ 春日部自動車検査登録事務所 ０５０－５５４０－２０２８ 春日部市大字増戸７２３番地の１ ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から１５日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。 【自動車税について】 ① 自動車税の手続き ③ 越谷県税事務所 ０４８－９６２－２１９１ 越谷市越ヶ谷４丁目２番８２号
□	軽自動車	① 名義変更又は廃車の手続き ③ 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ０５０－３８１６－３１１３ 春日部市下大増新田字東耕地１１５番１ ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から１５日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。
□	二輪車 (125cc 超)	① 名義変更又は廃車の手続き ③ 春日部自動車検査登録事務所 ０５０－５５４０－２０２８ 春日部市大字増戸７２３番地の１ ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から１５日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。

市役所以外で行う主な手続き③

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 ＊記載がない場合は、手続き先に確認してください。
□	不動産登記等	① 土地、家屋等の相続登記の手続き ③ さいたま地方法務局草加出張所 ０４８－９３６－０３５５ 草加市八幡町７３５番地１ ＊なお、三郷市以外に土地・家屋をお持ちの場合は、その土地・家屋の所在地を管轄する法務局での手続きになります。 ④ 不動産を取得したことを知った日から３年以内
□	相続税	① 相続税申告等の手続き ② 申告の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。 ③ 越谷税務署 ０４８－９６５－８１１１ 越谷市赤山町５丁目７番４７号 ④ 死亡したことを知った日の翌日から１０か月以内 Ｑ 相続登記が３年以内なので、遺産分割がまだ確定していないのですがどうするのでしょうか？ Ａ 期限内に法定相続割合で申告して、後日過不足の修正申告を行うようになります。
□	所得税	① 所得税準確定申告等の手続き ② 申告の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。 ③ 越谷税務署 ０４８－９６５－８１１１ 越谷市赤山町５丁目７番４７号 ④ 相続の開始があったことを知った日の翌日から４か月以内 ただし、給与収入または年金収入等のかたで、還付の申告をされる方は、亡くなった日の翌日から５年間行うことができます。
□	年金	① 未支給年金、遺族基礎年金等の請求 ③ ８ページをご覧ください

市役所以外で行う主な手続き④

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 *記載がない場合は、手続き先に確認してください。	
□	公共料金などの 名義変更等	① 名義変更、解約等の手続き ② 各契約事業者に連絡し、手続きを行ってください。 ③ 事業の自由化等により、以前のように事業者が固定されていませので、契約事業者を確認してください。	
		【電 気】	【ケーブルTV】
		【ガ ス】	【インターネット】
		【水 道】15ページをご覧ください	【賃貸住宅】
		【固定電話】	【携帯電話・スマホ】
		【N H K】 1 名義変更： インターネット（NHK ホームページ）または電話で連絡 2 解約 ： 電話で連絡 電話連絡先：NHK ふれあいセンター（9時から18時まで） フリーダイヤル 0120-15-1515 有料ナビダイヤル 0570-077-077 （IP 電話等でナビダイヤルが使えない場合は、 050-3786-5003（有料）が利用できます。）	
□	定期購入など	定期購入などの契約がある場合は、名義変更・解約の手続きが必要になります。 （例）・サプリア化粧品などの定期購入 ・BS・CSの有料放送、インターネット配信の有料チャンネルなど ① 名義変更、解約等の手続き ② 各契約事業者に連絡し、手続きを行ってください。 ③ 各契約事業者 ④ 契約の解約が成立するまでは、代金・使用料等の支払いが発生します。 *なお、本体の解約に付随して解約になる契約の場合は不要です。	
		Q 銀行預金を解約すれば大丈夫？ A 銀行預金やクレジットカードを解約しても、そこから支払いができないだけで負債は発生しますので、契約の解約が必要になります。	